

児童手当の制度が令和6年10月より 一部変更になります(初回令和6年12月支給)。

※新たに受給する場合には申請が必要です。

※額改定(増額)になる方においては、申請が必要な場合と不要場合があります。

1 主な改正内容は以下のとおりです。

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分以降)
①支給対象	15歳到達後の最初の3月31日まで (以後、15歳年度末という)	18歳 到達後の最初の3月31日まで (以後、18歳年度末という)
②所得制限	・ 所得制限限度額以上～上限限度額未満 →特例給付(児童1人:月額5,000円) ・ 所得上限限度額以上 →支給なし(受給消滅または認定却下)	所得制限なし ※対象となる児童がいる全ての世帯が 受給対象となります。
③手当月額	・ 3歳未満一律:15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ・ 中学生一律:10,000円	・ 3歳未満 第1子、第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ・ 3歳～18歳年度末まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
④多子加算 の算定対象 児童	18歳年度末まで ※ <u>監護及び生計同一(維持)している場合</u>	22歳年度末まで ※ 監護相当・生活費の負担がある場合
⑤支給月	3回(2月、6月、10月) (各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)

※④多子加算の算定児童…経済的負担等があり養育する22歳年度末までの子(児童養護施設等へ入所している子を除く)のうち、年長者から第1子、第2子とカウントします。

申請内容については裏面をご確認ください。

◇受給者となる方が公務員の場合は、勤務先での申請をお願いします。

◇受給者となる方が石垣市外の場合は、お住まいの自治体へお問い合わせください。

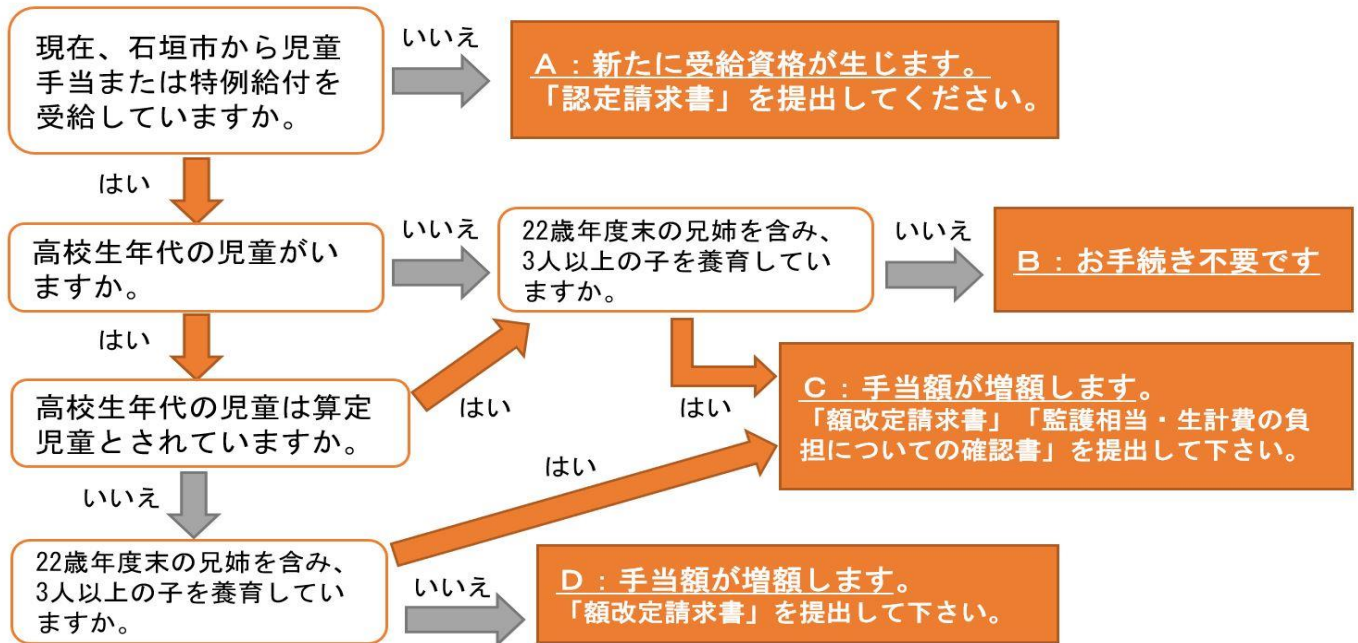
◇令和6年9月30日以前に石垣市を転出される場合は、転出先の自治体でお手続きください。

2 【申請期限】 **令和6年9月30日(月)**まで【必着】



申請期限が過ぎた場合でも、令和7年3月31日までに申請されることで令和6年10月分から遡って支給いたします。なお申請のあった次の支給月での支給になります。また、**令和7年4月1日以降の申請の場合は、申請月の翌月分からの支給**となりますのでご注意ください(遡って支給できません)。

3 申請内容



- (A) ○過去に所得上限限度額を超過し、児童手当が消滅または認定却下となった方
○中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
例) ・一番下の子が15歳年度末をむかえ、支給対象児童がいなくなり受給資格消滅となった
・転入時に、中学生以下の児童がいなかったため児童手当の申請をしていない 等
- (B) ○中学生以下の児童を養育し、かつ高校生年代の児童が算定児童とされている方
○養育している児童が2人以下で、多子加算の額改定(増額)がない場合
○特例給付(児童1人：月額5,000円)を受給している方 等
※お手続き不要で額改定(増額)処理を行います。ただし、新たに出生や婚姻等で養育する児童が増える場合は額改定等のお手続きが必要です。
- (C) ○支給対象児童が、18歳年度末以降から22歳年度末の兄弟を含むと第3子以降となる方
※現在児童手当を受給している児童が、22歳年度末の兄弟を含むと第3子以降とカウントされる
例) 10月以降 20歳(第1子：支給なし) 17歳(第2子：10,000円) 15歳(第3子：30,000円)
- (D) ○算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方
例) 児童手当の申請で、支給対象ではない高校生の児童を申告していなかった 等

※高校生年代…平成18年(2006年)4月2日から平成21年(2009年)4月1日までに出生した子
※22歳年度末の兄弟…平成14年(2002年)4月2日から平成18年(2006年)4月1日までに出生した子

4 申請方法・申請先

申請方法	申請先
郵送	907-8501 石垣市字真栄里672番地 石垣市役所 こども未来局 こども家庭課 児童手当担当
窓口	石垣市役所 1階 こども家庭課54・55・56番窓口

制度改正についての詳細や、様式のダウンロード等は市HPからご参照ください。



【お問い合わせ先】

石垣市役所 福祉部 こども未来局 こども家庭課(給付係) TEL:0980-87-0771(直通)